

平成27年度 第2回四街道市青少年問題協議会会議録	
日時	平成27年7月13日(月) 午後1時30分～3時45分
会場	四街道市役所第二庁舎 第2会議室
出席委員	花井育代会長 菊地鐸二郎委員 伊藤千枝子委員 甲斐真理子委員 江崎俊夫委員 横田秀俊委員 三上 勝委員 久保木利雄委員 勝山哲也委員 積田雅和委員 佐藤光江委員 矢口廣見委員 岡本節子委員 高司 実委員
欠席委員	伊東秀郎委員
事務局	高橋信彦教育長 金親信治社会教育課長 佐々木猛指導課長 池田千代子副主査 加藤久明主査補 小川大輔指導主事
傍聴人	0人
会議次第	1 開会 2 会長挨拶 3 教育長挨拶 4 議事 (1)四街道市いじめ防止基本方針の策定について (2)その他 5 閉会
会議の内容	
金親課長	本日は、お忙しい中、青少年問題協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。 これより平成27年度第2回四街道市青少年問題協議会を開催いたします。 本日は指導課所管となる「四街道市いじめ防止基本方針(案)」について協議していただきます。平成27年3月30日に制定された「四街道市いじめ防止対策推進条例」に基づいて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、市として基本方針を策定し、その中で市、学校、家庭、地域社会、それぞれの責務や取組を明確にしていく必要があります。本日は協議のほどよろしくお願ひいたします。会議に先立ちまして、花井会長よりご挨拶をお願いいたします。
花井会長	昨年度末をもちまして、四街道市いじめ防止対策推進条例が策定されまして、本日、いじめ防止基本方針の策定に向けて皆様に協議いただくのですが、先立ちまして委員の皆様にはたくさんのご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。報道でもありますように、岩手県で悲しい事故が起きました。報道や社会は学校がどうした、教職員がどうしたという話になっておりますが、やはりいじめる人間がいるからこそ、そういう事件が起こるわけですから、いじめをする人間をなくす方向でのいじめ防止基本方針について煮詰めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
金親課長	ありがとうございました。続きまして、教育委員会高橋教育長よりご挨拶申し上げます。
教育長	本日は御多用のところ委員の皆様には、青少年問題協議会に参加いただきまして、誠にありがとうございます。今回、本協議会では四街道市いじめ防止基本方針(案)について審議いただきました。四街道市教育委員会では、今年度の重点的な取組の一つとして、思いやり心、強い心、自尊感情の育成をねらいとした命の教育の推進を掲げております。特に今年度はいじめ対策に重点を置き、いじめの事案に対し、迅速かつ組織的に対応できるよういじめ防止対策推進条例を他市に先駆けて3月に制定し、この4月から施行しました。6月2日には、いじめ対策調査会を開催し、本市のいじめに関する分析等を行ったところでございます。いじめ問題は個人だけの問題ではありません。会長からもありましたが、いじめを苦にしたと思われる自殺がありました。いじめというものは集団の中で起きますので、学校の対応が大変重要な動きとなってきますが、その学校への批判のみが取り上げられ、学校のみに批判が集中してしまうのは、他の大人の、あるいは家庭、地域の責任の所在を覆いかぶしてしまうのではないかという危惧を私は持っています。いじめはいじめを受ける子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格に形成に重大な影響を与えます。時にはその生命等に危険を生じさせることもある重大な問題です。子ども

	<p>たちは将来に向かって、健全な成長を遂げるためには、子どもたちの成長に関わる大人がそれぞれの立場で、何をすればよいのか考えていくことが非常に大切であると思います。そこで四街道市は、条例の第9条に記載されている規定に基づき、いじめ防止等の対策について市、学校、家庭、地域、そして、関係機関がそれぞれの立場でどのような取組をしていくのかを、より具体的に示しました「四街道市いじめ防止基本方針」を策定することにしました。四街道市の子どもたちをいじめから守り、いじめに負けない心を育てるために、そして、それぞれの健全な成長につなげられるよう委員の皆様におかれましてはいじめの未然防止やいじめへの迅速かつ的確な対応等について、それぞれの立場からご意見をいただきたいと思います。本日は四街道市のいじめに対する基本方針を審議する場でございますので、活発な協議をどうぞよろしくお願ひいたします。</p>
金親課長	<p>ありがとうございました。 それでは議事に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。 本日配付させていただいた資料としまして、「会議次第」「資料1四街道市いじめ防止基本方針(案)」、「資料2四街道市いじめ防止基本方針(案)に関する意見」、の以上3点となります。</p>
金親課長	<p>よろしいでしょうか。なお、本日の会議につきまして、伊東委員より欠席の連絡をいたしておりますので、ご報告いたします。</p>
金親課長	<p>本日は「四街道市いじめ防止基本方針の策定について」に対する審議を予定しています。 青少年問題協議会の所掌事務は、四街道市青少年問題協議会条例第2条 第1項第1号及び第2号により「青少年の指導育成、保護及び矯正に関する総合的施策について調査審議及び実施に必要な関係機関の連絡調整を図ること」となっております。 このように青少年問題協議会は、広く青少年に関する問題を協議する場ですので、本協議会でいじめ防止対策の推進について協議していただくことになりました。 それでは、これからの方針について、いじめ防止対策の主管課である教育部指導課の佐々木参事兼指導課長と交代させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p>
佐々木課長	<p>指導課長の佐々木でございます。ここからは私が進行を務めさせていただきます。 児童等は日ごろより家庭、地域社会、学校といった様々な環境の中で、多くの人と関りあいながら生活をしています。また、いじめはどの子どもにも、どの集団にも、どの学校にも起こる可能性がある深刻な人権を侵害する行為であり、全ての児童等に関係する問題です。このことからいじめの根絶は、学校だけでなく、家庭、地域、関係する機関等も一体となって真剣に取り組むことにより初めて可能であると考えます。いじめは子どもたちだけの問題ではなく、大人も含めた社会全体の問題であるという認識の下、対策を施すことが重要です。 本協議会は、「四街道市青少年問題協議会条例第2条 第1項第1号及び第2号」において所掌事務としまして「青少年の指導育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関する必要な事項を調査審議及び実施に必要な関係機関の連絡調整を図ること」と定められています。 先に制定した「四街道市いじめ防止対策推進条例」に基づいて、「四街道市いじめ防止基本方針」を策定し、市、学校、家庭、地域社会の責務や役割をさらに明らかにすることは、いじめ防止の対策等をさらに組織的かつ効果的に進めるためには必要不可欠なことだと考えます。そこで、「四街道市いじめ防止基本方針(案)」について審議していただくことになりました。 これからの方針について、いじめ防止基本方針(案)について事務局からご説明させていただきます。その後、事前に委員の皆様からいただいたご意見について協議をしていきたいと思います。</p>
佐々木課長	<p>それでは、さっそく議事に入らせていただきますが、以降の進行は花井会長にお願いします。</p>
花井会長	<p>まず会議録の作成ですが、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」により、審議会は会議録を作成すること」となっております。 なお、会議録における発言者名については、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、原則として明記することとなっておりますので、本協議会においても明記する取り扱いをしたいと存じますが、よろしいでしょうか。</p>

委員	了承
花井会長	次に本日の会議録に署名を受けたいので署名人を2名、選出いただきたいと思います。いかがいたしましょうか。
委員	事務局一任
事務局 (社会教育課)	ただ今、事務局一任との声がありましたので、積田委員と佐藤委員にお願いしたいと思います。
花井会長	積田委員と佐藤委員にお願いしてもよろしいですか。
委員	了承
花井会長	それでは会議録署名人は、積田委員と佐藤委員にお願いいたします。
花井会長	次に会議資料につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により傍聴人の閲覧に供することといたしますが、よろしいでしょうか。
委員	了承
花井会長	それでは特にご異議がないようですので、本日の会議は公開といたします。なお、本会議の速やかな進行を図りたいと考えますのでご協力をお願いいたします。また、個人のプライバシーに係る発言についてはご遠慮くださいますようお願いいたします。それでは、事務局は傍聴人がいらっしゃいましたら入室させてください。
事務局 (社会教育課)	傍聴人はおりません。
花井会長	それでは、会議次第に従い進めて参ります。最初に事務局より議題(1)「四街道市いじめ防止基本方針(案)」について説明をお願いします。
事務局 (指導課)	<p>四街道市いじめ防止基本方針(案)について説明させていただきます。 まずははじめにいじめについての認識を述べさせていただきます。</p> <p>国立教育政策研究所のいじめに関する調査結果では、小中学校において8割を超える子どもがいじめを受けた経験を持ち、また、一方では8割を超える子どもが加害者となった経験があることが明らかになっています。このことから、いじめが「いじめっ子」、「いじめられっ子」といった特定の子どもに限られたことであるという昔ながらの認識の仕方では通用しなくなっています。「いじめは誰もがいじめる側にも、いじめられる側にもなりうる。」との認識を持つことがとても重要です。ですので、加害者や被害者になりそうな児童等を発見、予見して対応することは、加害者、被害者を固定して捉え偏見につながる可能性があるため、常に児童生徒全員に注意をし、全員に対応する姿勢が必要です。</p> <p>いじめはどの子どもにも、どの集団にも、どの学校にも、起こる可能性がある深刻な人権を侵害する行為であり、すべての児童生徒に関係する問題です。このことから、いじめの根絶は、学校だけでなく、家庭、地域、関係する機関等も一体となって真剣に取り組むことにより初めて可能であると考えられます。いじめは子どもだけの問題ではなく、大人を含めた社会全体の問題であるという認識を大人たちがもち、いじめは決して許さないという姿勢を示すとともに、いじめのない社会をつくるための取り組みを市全体で推進していくことが必要です。</p> <p>このような認識の下、「四街道市いじめ防止基本方針(案)」を策定しました。過日、制定された四街道市いじめ防止対策推進条例に基づき、市、学校、家庭、地域、関係機関のそれぞれの責務やいじめ防止のために取り組んでいくべきこと、いじめへの対応等について、基本方針の中に示しております。内容につきましては、条例の中で規定しきれない、年度ごとに見直す必要のあるものやより具体的な内容を記載しております。</p> <p>それでは早速、説明を始めさせていただきます。</p> <p>まずは1ページ目の「～はじめに～」をご覧ください。</p> <p>ここでは、四街道市がこれまでいじめ問題克服のために取り組んできた施策をあげるとともに、今日のいじめ問題の特徴に触れてあります。</p> <p>また、その上で、いじめを許さない「正義の風土」を作り上げるために何が必要で、四街道市としてはどのような姿勢でいるのかを示しております。</p>

次に2ページ目をご覧ください。

ここからは市、学校、家庭、地域、関係機関のそれぞれの立場でいじめ防止等のためにどのような取組をしていくべきかを立場ごとにまとめて示しております。

まずははじめに四街道市における取組についてです。

はじめにいじめ防止等への組織的対策についてということで、条例で定められている四街道市いじめ問題対策連絡協議会」及び「四街道市いじめ対策調査会」について記載しております。

次にいじめの未然防止についてということで市の取組をまとめました。

(1)としていじめに関することや相談体制等についての広報や啓発を行っていくこと、(2)として、人権教育及び道徳教育等の一層の充実を図ること、(3)としてインターネットを通じて行われるいじめへの対策の推進、(4)として学校が実施するいじめの防止のための活動を支援していくこと、(6)、(7)には「命の教育」を推進していくこと、「四街道市いじめ撲滅キャンペーン」を実施して市をあげていじめ防止に取り組むことを記載しております。

3ページをご覧ください。

ここでは市としていじめの早期発見ができるようにどのような手立てを講じていくのか、また、早期発見のための相談機関としてどのようなところがあるのかを示しております。

(2)に四街道市教育委員会によるいじめアンケート実施、(3)に指導課及び育成センターによる生徒指導体制やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談体制の充実を図ること、(4)に相談窓口として青少年育成センター、学校教育相談室、指導課があること、そして、(5)にいじめ状況月例報告を月ごとに集計し、実態把握に努めるとともに必要に応じて指導・助言・支援を行っていくことを記載しております。

次にいじめを認知した場合の対応・指導についてです。

ここでの記載内容は、いじめを認知した場合の教育委員会としてとるべき対応が中心となっています。学校への必要な指導・助言・支援を行うことなどを記載しています。

続いて4ページをご覧ください。

ここでは重大事態への対処について記載しています。

重大事態が起きた時に教育委員会として迅速に調査を行うことや学校、関係者に対して迅速に指導及び支援を行うこと、また、いじめ対策調査会に調査内容を諮問することが明記されています。さらには、調査結果を教育委員会が市長に報告すること、市長はその報告を受けて同種の事態の発生の防止のため必要があると認めた時は重大事態再調査会をおき、再調査を行うことについて記載しております。

市の取組として、最後に公表、点検、評価について記載しています。いじめ防止等についての取組に関して1年ごとに点検を行ない、必要に応じて方針の見直しを行っていくという内容を記載しました。また、変更があった場合はホームページ等により公開する旨を記載しております。

次に5ページをご覧ください。ここからは学校におけるいじめ防止等について記載しております。

はじめに組織についてです。すでに各学校においてはいじめ防止等の対策のための組織を設置済みです。その組織を中心としていじめ防止等に関わる取り組みを学校をあげて行っていくという内容をここに記載しています。また、この組織が相談、通報の窓口になることや情報の管理を行うことを記載しています。さらに3点目として対策組織の構成メンバーについて触れてあります。

5ページの中段から6ページにかけて学校におけるいじめの未然防止について記載しました。内容については、「いじめ未然防止に関する基本的な方向性」「学校経営の位置づけ」「いじめ未然防止に関する指導等について」「いじめ未然防止に関する教職員の研修について」そして、「四街道市独自の取組」と5つの観点に分けて取り組んでいくべきことを記載しています。

「いじめ未然防止に関する基本的な方向性」の中では、いじめる子を生み出さないために、他を認めることのできる児童生徒の育成を教育活動全般にわたって進めていくことやいじめ防止に視点を当てた学校経営や学級経営を進めていくことについて書いてあります。

「学校経営の位置づけ」では学校いじめ防止基本方針を策定し、児童生徒、保護者、地

	<p>域等に説明することを記載しています。</p> <p>「いじめ未然防止に関する指導等について」では、人権教育及び道徳教育等の充実、インターネットを通じて行われるいじめに対して適切な対応の仕方についての指導、定期的な教育相談の実施や相談しやすい人間関係の構築に努めることなどについて記載しました。</p> <p>次の「いじめ未然防止に関する教職員の研修について」では校内研修の企画、実施や教職員の人権感覚を高めるための自主研修について書かれています。</p> <p>最後の「四街道市独自の取組」では命の教育、四街道市いじめ撲滅キャンペーンを通じて、命を大切にするとともに、いじめを許さないという意識の高揚に努めるといった内容が記載されています。</p> <p>いじめを早期発見できるように教職員が意識すべきことや実施すべきこと、また、いじめが発生していると思われる時にとるべき対応について記載しています。</p> <p>次にいじめを認知した場合の対応・指導についてです。</p> <p>ここでは、いじめを確認した際に学校としてとるべき対応について、記載しています。加害児童生徒及びその保護者への対応だけでなく、被害児童生徒やそのほかの児童生徒がいじめ発生後に安心して教育が受けられるようにするためにとるべき措置について記載しています。</p> <p>次に重大事態への対処についてです。</p> <p>ここでは市条例第18条を受けての学校として取り組むべきことをより具体的に記載しています。</p> <p>最後に公表・点検・評価について記載しています。</p> <p>各学校においては、学校いじめ防止基本方針に基づいていじめ防止等の取組を開展していますが、学校評価等により必要があると思われる時は、その基本方針について見直し、改善を図っていくという内容が記載しています。</p> <p>続いて9ページをご覧ください。</p> <p>ここからは、家庭、地域、関係機関における取組について記載しています。</p> <p>まずは家庭における取組についてです。</p> <p>ここでは子どもたちの第一義的責任を有する保護者がいじめ防止等について家庭で意識すべきことを記載するほか、市、学校や関係機関との連携に努めることが重要であることを記載しています。</p> <p>次に地域における取組についてです。ここでは、学校外での子どもたちの見守りを地域の方々にご協力いただくことについて記載しています。学校、家庭だけでなく、地域全体で子どもたちをいじめから守り、育てていくためにできる取組について記載しています。</p> <p>最後に関係機関における取組について記載しています。関係機関とは警察、児童相談所、医療機関等を指し、いじめの防止等のための取組を推進するに当たっては連携していくことが重要で、教育委員会及び学校との情報を共有する体制を築いておくことが大切であることを明記しています。</p> <p>ここまでが基本方針となりますのが、その後には、いじめ防止等の取組に関わる資料をつけてあります。資料1としまして「四街道市いじめ防止対策推進条例」資料2としまして「四街道市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する規則」、資料3としまして「四街道市いじめ対策調査会規則」、資料4から6には四街道市独自のいじめ防止等に対する取組についての資料を付けさせていただきました。</p> <p>資料7としまして、市内の主な相談機関、そして、資料8としていじめ状況月例報告の実施について書かれた資料をつけてあります。</p> <p>以上で四街道市いじめ防止基本方針(案)についての説明を終わります。</p>
花井会長	<p>ただ今、事務局より説明がありました、基本方針案にたいし、委員の皆様から、事前にご意見をいただきております。各委員からのご意見の説明をお願いします。事務局につきましては、それぞれのご意見に対する回答もあわせてお願いします。まずNo.1～No.6に関する意見についてからです。事務局お願いします。</p>
事務局 (指導課)	<p>高司委員より1の(1)に対し「連絡協議会を構成する機関・団体は?」、1の(2)に対し「調査会の委員は条例で7人以内となっているが、どのような人で組織されるのか?」といったご意見をいただきました。</p>

	<p>事務局回答：「連絡協議会は、教育長を会長とし、児童相談所、市PTA連絡協議会、小中学校校長会、市内特別支援学校、市内高等学校、警察、市役所より総務課、家庭支援課、健康増進課、福祉政策課、教育総務課、学務課、社会教育課、青少年育成センター、指導課からの課長もしくは代表者によって構成されます。」「調査会の委員は、四街道市いじめ対策調査会規則の中の教育、法律、医療、心理等に関する専門的な知識及び経験を有する者という規定に従って、弁護士、小児科医、心理学を教える大学准教授、カウンセラー、元校長によって組織されています。」</p> <p>佐藤委員より1の(2)に対し「付属機関も大事ですが、できたら第三者機関として独立性をもって調査にあたってほしいと思う。」「重大事態に直面したら、速やかに実態調査にあたるという文言があると良い。」といったご意見をいただきました。</p> <p>事務局回答：「いじめ対策調査会は、教育委員会の付属機関ではありますが、その構成メンバーは弁護士、小児科医、カウンセラー、心理学専門の大学准教授、元学校長であり、全てが外部からの方々となっていますので、第三者として公正に調査を進めもらえるものだと考えています。」「4ページの『重大事態への対処について』の(1)に記載してあります。」</p> <p>高司委員より「『四街道市いじめ撲滅キャンペーン』は以前から行われているが、浸透がまだ不十分であると思われるので、この機会に大々的にキャンペーンを展開することをお願いします。」といったご意見をいただきました。</p> <p>事務局回答：「市条例や市基本方針の策定をきっかけにさらに充実したものとなるようにしていきたいと考えています。」</p> <p>甲斐委員より2の(2)(6)に対し『人権教育及び道徳教育等の充実、命の教育の推進の具体的方法は何か？』といったご意見をいただきました。</p> <p>事務局回答：「資料4に示した『命の教育』を推進することで道徳教育の充実を図ります。また、人権週間に合わせて『いじめ撲滅キャンペーン』を実施することで人権教育を推進していきます。」</p> <p>三上委員より「2の(2)は8の(5)と、2の(5)は8の(10)と内容が重複していますが？」といったご意見をいただきました。</p> <p>事務局回答：「それぞれ市としての取組、学校としての取組を示しておりますので重複することもあります。」</p> <p>校長会より2の(2)に対し『教育活動全般にわたり』を削除し、『人権教育及び道徳教育の一層の推進を図る。』にしてはどうか？」といったご意見をいただきました。</p> <p>事務局回答「市としての取組は、教育活動に限られるものではないので、教育活動全般にわたりを削除します。」</p> <p>伊藤委員より2の文中の「図る、推進する、支援する、企画し実施する、努めるのは、全てどこが、誰がするのか？」といったご意見をいただきました。</p> <p>事務局回答：「ここに記載されている取組は、『四街道市における取組』ですので、市(教育委員会)がそれらを行っていきます。」</p> <p>花井会長より3の(4)に対し「学校教育相談室は何を指すのか？」、「児童生徒、家庭及び市民へ周知し～」を『～連携を図る。また、窓口の詳細を児童生徒、家庭及び市民へ周知する。』に変えてはどうか？」、「各学校から』を『各学校からの』と変えてはどうか？」といったご意見をいただきました。</p> <p>事務局回答：「学校教育相談室とは中央小学校内にある不登校児童生徒が通室するルームよつば(適応指導教室)のことを指します。」、「青少年育成センター、学校教育相談室、指導課等に窓口を設け、いじめをはじめ教育相談全般の相談に応じるとともに関係機関との連携を図る。また、窓口の詳細について児童生徒、家庭及び市民へ周知する。」と変更します。」、「学校からの』に変更します。」</p> <p>積田委員より3の(2)に対し「学校評価につながり、隠ぺいが行われないか懸念する。」、3の(3)に対し「現状の人員では対応しきれないのではないか」といったご意見をいただきました。</p> <p>事務局回答：「いじめの認知件数が少ないことが、良い状態であるとは言い切れません。いじめをいかに認知して、適切な対応をしていくかが一番重要なところです。各学校に対しては、いじめを見逃さずにしっかりと認知、対応することが大切であると周知していますので、隠</p>
--	---

蔽の心配はないと考えています。」「十分であるといえる状況ではありません。今後、スクールカウンセラーの配置等拡充していくよう努めていきます。」

甲斐委員より3の(2)に対し「いつ頃実施するのか？またその回数は？教育委員会として保護者には行わないのか？」といったご意見をいただきました。

事務局回答：「資料6にありますように、児童生徒に対しては、学期に1回、年間3回実施しています。また、保護者に対しては年間1回アンケートを実施しています。」

伊藤委員より3の(1)に対し『学校、保護者、家庭、市民、地域社会…』の順番を家庭・保護者を学校の前にしてほしい。」といったご意見をいただきました。

事務局回答：「市いじめ防止対策推進条例の第3条（基本理念）の記載に準じています。」

佐藤委員より3の(2)に対し『早期発見』→『未然防止及び早期発見』としたほうが良いのでは？』、「『アンケートを実施』という文言の前に『いじめ防止の取組結果の成果の有無を確認するための』の文があると良いと思う。」、「対象は児童、生徒までになるのでしょうか？また、何回実施し、いつ頃行うか、無記名式とするなどの具体的なことについて記載はどうでしょうか？」、「このアンケート結果はどこに公表するのでしょうか？」、「3の(5)の頭に四街道市教育委員会を入れたほうが良いのでは？」、「3の(2)と(5)の『指導助言』と『指導・助言・支援』の標記の仕方を統一した方が良いのでは？」といったご意見をいただきました。

事務局回答：「資料6にもありますが、いじめの現状を把握し、迅速に対応することが主たる目的です。実態の把握と早期発見のためにやっているということを強調するために原案のままでお願いします。」、「いじめアンケートの質問事項は、いじめの有無を確認する内容となっており、防止のための取組の成果を確認するものではありません。よって原案のままでお願いします。」、「実施方法については資料6で御確認ください。」、「アンケートの結果は教育委員会へ報告してもらいます。公表については、個人を特定されるような情報も含まれていますので、公表する予定はありません。」、「ここに記載されていること全てが市として取り組むことです。指導・助言・支援となると教育委員会だけが行うとは限りません。（例えば、家庭支援課）」、「3の(2)の『指導助言』を『指導・助言』に変えます。」

高司委員より4の(3)に対し「義務教育中の児童を出席停止にするには、教育を受ける権利との兼ね合いに十分注意されるとは思うが、他からの圧力に屈することのない対応をお願いしたい。」といったご意見をいただきました。

事務局回答：「十分注意しながら対応していきます。また、何より児童生徒の生命と将来を最優先しながら指導にあたります。」

積田委員より4の(1)に対し「学校からいじめの関する報告を受けた場合、協議会への報告を求めます。」といったご意見をいただきました。

事務局回答：「市いじめ対策調査会を設置していますので、報告は調査会へすることになります。」

甲斐委員より4の(3)に対し『出席停止を命じる場合が』ではなく『出席停止を命じる場合も』になっている理由は何か？」といったご意見をいただきました。

事務局回答：「いじめの様態や程度によって出席停止以外の措置を講ずる場合があるためです。」

佐藤委員より4の(1)に対し『学校等』を警察、地域等と具体的に入れたほうが良い。」、4の(3)に対し「必要な措置とはどのようなことと捉えればよいのか。また、出席停止を命じた後の対処について気がかりである。」といったご意見をいただきました。

事務局回答：「学校からの報告が中心となるのでこのようにしました。警察、地域等様々なところから報告がある可能性があります。具体的に示すのは難しいです。」、「いじめを解消し、良好な人間関係に戻すために学校に対する指導・助言を行うことです。場合によっては学校への支援も行います。その中の一つとして、「出席停止」を保護者に対し命じる場合もありますが、学校との連携の下、いじめの様態や加害児童や保護者の状況を十分考慮しながら、事態が被害児童生徒にとっても加害児童生徒にとっても良い方へ向かうよう細心の注意を払いながら実行します。」

伊藤委員より5の(1)に対し『認められるとき』、『認めるとき』は誰が認めるのか？」といったご意見をいただきました。

事務局回答：「教育委員会です。」

	<p>佐藤委員より5の(3)に対し「調査で明らかになった結果を保護者側からの求めに応じて即提供してほしいので、そのような文言を入れてほしい。」、5の(6)に対し『対処』の前に『早急な』を入れてほしい。直ちに実施てほしいと思うため。』といったご意見をいただきました。</p> <p>事務局回答:「できるだけ速やかに提供したいと考えておりますが、いじめの発生に関しては、複数の児童生徒が関わっていることが多く、原因となることや様態について調査を行う上で、あらゆる面で配慮が必要であるため、時間がかかることもありますので、適時という表現にさせてもらいました。」、「市長及び教育委員会は、重大事態の調査の結果を踏まえ、迅速に対処するとともに同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる』に変更します。」</p> <p>甲斐委員より6に対し「これは大事なことで大いに支持する。」とのご意見をいただきました。</p> <p>事務局回答:「市内の現状にあった取組が常に展開できるように方針については見直し、改善を加えていく予定です。」</p> <p>校長会より6の(2)に対し「点検評価→点検・評価②変更してはどうか？」といったご意見をいただきました。</p> <p>事務局回答:「点検・評価に変更します。」</p> <p>伊藤委員より6の(2)に対し「『検証』はどこがするのか？」といったご意見をいただきました。</p> <p>事務局回答:「教育委員会です。」</p> <p>佐藤委員より6の(1)に対し「『点検を行い、見直す』ための拠り所は何か？」といったご意見をいただきました。</p> <p>事務局回答:「資料6のいじめアンケート、資料8にいじめ月例報告等により現状を把握し、いじめ対策調査会にて、基本方針が実情にあってか点検し、必要があれば見直していきます。」</p>
花井会長	では、ここでご意見はありませんか。
甲斐委員	2の(2)『教育活動全般にわたり』を削除すると書いてありますが、いじめの未然防止については教育活動全般にわたって、いろんな機会を使って、伝えていった方がよいと思うので、このまま残した方がよいと思うのだが、どうでしょうか。
事務局 (指導課)	市としての取組を記載しているので、教育活動は主に学校を中心に行われるものであって、市としては教育活動の場面だけでなく、もっと幅広い機会をとらえてそれらの充実を図つていこうという考え方からこのようにしました。
甲斐委員	いじめアンケートの実施が学期に1回、年間で3回というのは少ないのでないかと思うのですが。いじめのアンケート等が数多く実施されるというのは、いじめに対する意識を向上させ、抑止力として働くことが望めるので、もっと実施したほうが良いのではなかろうか。
事務局	年3回というのは、市として最低限お願いしてあるアンケートの実施回数であって、学校は実情の応じてそれ以上のアンケートを実施している。また、アンケートだけではなく、教育相談実施し、いじめの早期発見に努めています。
佐藤委員	いじめアンケート実施要項の中で、対象学年が小学校4~6年となっていますが、低学年に実施しない理由をお聞かせ願います。
事務局 (指導課)	これについては以前議論されたところなのですが、小学校に入学したばかりの1年生や2年生については、調査してもなかなか実態が掴みきれないという実情(不確かな情報があがってくる場合がある)があったため、このようにしています。しかし、学校では、低学年についても同じように実施している学校も少なくありません。これについては、現時点で、市としてはこの要項に沿ってアンケートの実施を行っております。低学年の実施については、検討ていきたいと思います。
久保木委員	アンケートといじめの隠蔽について聞きたいことがあります。学校評価との絡みで隠蔽があるのでは、という意見に『そんなことはない』という回答でしたが、隠蔽というより、岩手県の事件のように担任だけが対応していて、結局、周囲が知らず、手遅れとなってしまうケース、つまり学校としての体制がきちんとなっているのかが心配です。校長や教頭、生徒指導主任だけの意見を聞いての対応でなく、全職員による対応が大切であると思います。

	アンケートについては、はっきりとしたいじめだけではなく、それを匂わせているような内容についてもしっかりと汲み取って見逃さずに対応してほしい。そのためには教職員はアンテナを常に高く張り、児童生徒の少しの変化も見逃さないように日々努めていってほしい。
事務局 (指導課)	校長会で一番に話をしているのは「いじめはゼロにすることはできない。いじめ月例報告をゼロで報告すればそれでいいというものではない。むしろ、見逃さないで報告してほしい。そして、どのようにして解決して行ったかということをしっかりと報告してほしい。」ということです。各学校からの報告の中には、「こんなに小さな案件でも報告するのか」というものもあり、学校現場がいじめについて、アンテナを高く張り、どんなに小さなことも見逃さないようにしていることがわかります。また、アンケートだけでなく、教育相談等も適宜行い、さらに児童生徒の異変に気づけるように教職員は日頃から心がけています。
花井会長	佐藤委員からアンケートはなぜ低学年に実施しないのかという意見がありましたら、資料8にある「いじめ状況月例報告」については、対象学年はどのようにになっているのか、確認させてください。
事務局 (指導課)	「いじめ状況月例報告」については全学年が対象となっております。1年生から6年生まで個々のいじめの件数については報告いただいており、アンケートについては、実施する上で難しいと思われる部分があるため実施していないというだけで、いじめを認知した場合は教育委員会に報告はしてもらっています。
佐藤委員	報告があるのに、4, 5, 6年しかやっていないというのは、どうかと思います。いじめアンケートの要項へ全学年と記載すれば月例報告との統一性が取れるので、ご検討ください。 いじめは、犯罪ですし、命に関わることですので、また、低学年だからといっていじめがないというわけではなく、実際にいじめはありますので、そういう小さなお子さんたちの声もしっかりと届けてもらえるようなアンケートを実施してほしいと思います。(私の子どもも小学校2年の時にいじめにあっています)
事務局 (指導課)	検討いたします。ただ、学校においては、低学年を対象にアンケートを全くとっていないというわけではなく、教育相談を実施する前に事前アンケートという形でいじめ等について確認するアンケートは実施しているはずです。
甲斐委員	いじめに関しては、どこの学校がいじめが多くて、どこの学校が少ないかということでもなく、この社会にいじめは蔓延しているので、その報告を出したとしても学校の問題ではなく、学校に責任が係っているということでもないという認識が必要です。むしろ、そういう報告を上げることが、子どもを大切に思っているということにつながることを学校がよくわかっていることが大切であると思います。
花井会長	次に移ります。次はNo.7～No.12に関する意見についてです。事務局お願いします。
事務局 (指導課)	花井会長より7の(3)に対し「心理・福祉等に関する専門的な知識を有するもの』は、各学校に一名配置するのか?それとも中学校校区で一名にして小中兼任とするのか?構想を聞きたい。』といったご意見をいただきました。 事務局回答:『『心理・福祉等に関する専門的な知識を有するもの』とは、スクールカウンセラーのことを指します。スクールカウンセラーは現在中学校5校と四街道市に県から派遣されており、それぞれの学校において組織の一員となっています。県からのスクールカウンセラーが配置されていない小学校については、市雇用のスクールカウンセラーを各学校の組織の一員として充てております。』 高司委員より7の(3)に対し「対策組織のメンバーについて『14地域における取組』も関係するが、地域の青少年相談員・民生委員等の意見を取り入れるため、メンバーに加えても良いのでは?」といったご意見をいただきました。 事務局回答:『対策組織のメンバーについては、学校の実情に応じて決定し、事例などに応じてメンバーを追加するなど柔軟な構成となっていますので、学校として必要があれば加入してもらうことは可能です。』 三上委員より7の(2)に対し『『共有』具体的に何をするのか。イメージがしにくいので無くてもよいのでは?』といったご意見をいただきました。 事務局回答:『~情報の収集と記録を中心となってを行い、必要に応じ他の職員と情報を共

有する。』に変更します。」

佐藤委員より『『学校いじめ防止基本方針』があり、実施していると思うが、相互関連はどう思っておけばよいか?』、7の(3)に対し「関係教職員とはどのような方々か?」といったご意見をいただきました。

事務局回答:「市も学校も国のいじめ防止基本方針を参照して策定しているため、基本的な方向性は同じです。」、「関係職員とは、いじめが発生した集団に関わる教職員等を指します。例えば、部活動内でいじめが発生した場合は、その部の顧問を追加することになります。」

花井会長より8の(1)に対し『他者を認め、思いやり、良好なコミュニケーションが取れる人間の育成』としてはどうか?」、8の(7)に対し『自らいじめの重大性に気づき…』の部分を『いじめが他者に与える影響力の重大性を認識し、防止にむけて強い心で主体的に…』にしてはどうか。」、8の(8)に対し『確固とした自分の考え方…』具体的に記したほうがよいのでは?」といったご意見をいただきました。

事務局回答:「児童生徒にとって自己有用感や自己存在感が持てるということは、それだけで他とのコミュニケーションが良好な状態にあると言えます。また、他者を認めるということには、思いやりといった要素も含まれていると考えています。よって原案のままにしたいと思います。」、「いじめの重大性に自ら気づき、防止に向けて強い心で主体的に行動できる児童生徒を育成するための取組を推進する。』に変更します。」、「~存在することに鑑み、いじめは決して許される行為ではないということを主張できる児童生徒を育成する』に変更します。

甲斐委員より8の(1)に対し『教育活動全般を通して指導にあたる』→どのような指導、言う言葉は?」、8の(5)に対し『人権教育及び道徳教育の充実を図る』→具体的には?」、8の(7)(8)に対し『取組を推進する』→具体的に』、8の(9)に対し『定期的な』とはどのような周期か?教育相談担当者は学校を見回り、子どもと親しくなっておくのはどうか?」、8の(11)に対し『人権感覚を高めるとは?具体的に。』、8の(12)に対し『命を大切にする教育に努める』→具体的に。』といったご意見をいただきました。

事務局回答:「生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開することで、児童生徒の主体的な学びや取組を引き出し、自己有用感や自己存在感を高めます。また、児童生徒の具体的な目標や課題を設定し、児童生徒と教職員がともに努力するなど、本来の学校の機能を充実させ、互いに認め合える人間関係・学校風土を作ることに努めていくことが大切であり、日々それを意識しながら様々な場面で指導、支援にあたっていくということです。」、「・県が行っている『いのちを大切にするキャンペーン』『豊かな人間関係づくり実践プログラム』に加え、四街道市独自の取組である『命の教育』の推進と『四街道市いじめ撲滅キャンペーン』を実施する。・いじめを人権問題ととらえ、法的知識を身に付けさせる。・道徳教育を充実させ、自分も人も大切にする態度の育成、命を大切にする態度の育成及び規範意識の育成を図る。・授業や学校行事、豊かな人間関係づくり実践プログラムの実施を通して、コミュニケーション力の育成を図る。」、「教育相談は各学校において担任等が行い、学期ごとに実施されています。(年間3回)」、「学校現場においては、子どもたちの人権を守ることが何よりも優先されるべきことであり、いじめはその人権を著しく侵害するものであることを強く認識すること。そして、それを守っていいくのが自分たちの使命であることを強く自覚することを意味します。」、「各学校ごとに実情に合わせた『命の教育全体計画』を作成しています。その中で道徳、特別活動、授業、生徒指導等の観点から学校教育目標や実情に合わせて行うべき『命を大切にする教育』を明記してあります。実施する内容については、学校ごとに違います。」

菊地委員より8の(6)に対し『表見的ないじめの兆候は掴みやすいが、表に出ないインターネット、ライン、スマホを利用して陰湿ないじめを危惧するものである。→インターネット、ライン、スマホなどの正しい使い方の指導』といったご意見をいただきました。

事務局回答:「各学校においては、児童生徒及び保護者に対してこれらの使い方について講師を招いて講演を行ったり、保護者会で呼びかけたりしています。」

校長会より8の(1)に対し『認める事→認めることに変更してはどうか?』、8の(2)に対し『文中に『つながり』『つながる』の同じ表現が続いている。』、「<四街道市独自の取り組み>→<四街道市独自の取組>と変更してはどうか?」といったご意見をいただきました。

事務局回答:「『認めること』に変更します。」、「『学校生活を送るとともに、学校目標の実現につながることから』に変更します。」、「<四街道市独自の取組>に変更します。」

伊藤委員から8の(1)(5)(7)(8)(9)(10)(11)(13)に対し『誰がやるのか?』といったご意見をいただきました。

事務局回答:「ここにはいじめの未然防止についての学校の取組を記載しておりますので、教職員がそれらを行います。」

佐藤委員より8の(3)に対し「学校いじめ防止基本方針は行動計画であると捉え、その成果を毎年見直す必要があると思うのですが。」、「幅広い意見の聴取はアンケートなのか、会議等を開いてなのか方法は何か?」、8の(4)に対し「地域等に説明とありますが、例えばどういう時に説明をするのでしょうか。」、8の(6)に対し「適切な対応の仕方」の前に『保護者、児童生徒に』を入れてほしい。このインターネットを通じてのいじめは今後もっと巧妙かつ複雑になってくる可能性が大きいと思うので、『指導(児童生徒へ)助言(保護者へ)にあたる』としてはいかがでしょう。専門家(インターネットの)の設置も検討していってほしいと思います。」、8の(10)(11)に対し「個々の教職員の考え方で判断する余地をなくしたいと思う。そして、あつてはならないと考えるが、万が一のことが起きないとも限らないし、その上、教師自身がいじめの当事者にならないため、そして、立場を利用して保身に走り、隠蔽することがないよう自主研修及び外部研修を行う。と『努める』ではなく『行う』としてほしい。」、8の(13)に対し「撲滅キャンペーンはいつ、どのくらいの期間でしょうか。」といったご意見をいただきました。

事務局回答:「『公表・点検・評価について』の(1)に記載しております。」、「学校によって異なりますが、学校評議委員会、PTAの役員会、ミニ集会等の場を利用して意見を聴取しています。」、「保護者会、ミニ集会の場、学校だより及びホームページを利用して説明しています。」、「学校の中で行う指導であり、インターネットに関わることですので、子どもだけでなく保護者も交えて行うことが当然のことであるという認識のもと、このように記載しております。原案のままとします。」、「学校内の研修では全員が行いますが、自主研修は、任意であることから『努める』という表現としました。」、「いじめ撲滅キャンペーンは資料5にあるように11月中旬から12月の世界人権デーまでの期間実施しています。」

甲斐委員より9の(4)に対し「その窓口を子ども、保護者に周知するのは有効かも。」、9の(6)に対し「(6)は大事。『君は勇気あるね。知らせてくれてありがとう。』と生徒に言うのは励ましになるが、ここで知らせた生徒に危険が及ばないように危険が感じ取れたらすぐ伝えるように生徒と保護者に言っておくことが大切。」といったご意見をいただきました。

事務局回答:「学級指導や保護者会、あるいは、学校だより等の手段を使って周知してあります。」、「勇気を出して、いじめを知らせてくれた児童等を守り抜くことは何よりも重要なことで、学校と家庭が連携を適切にとっていくことが大切であると考えます。」

菊地委員より「いじめの兆候と思われる小さなことも見逃さないように教員同士の連携の大切さ。」といったご意見をいただきました。

事務局回答:「一人の目では見落してしまうことも複数の目で見ていれば、小さな変化に気がつくことができる場合もあります。教師全員がいじめを許さないという姿勢で子どもたちを見守り、連携していくことが何よりも大切です。」

三上委員より9の(1)に対し「3の(1)と同じですが?」、9の(5)に対し「『いじめの有無など』の確認をする』→『いじめの有無を確認する』に変更してはどうか。」、「地域からも情報が入りやすい信頼関係(体制)作りを日頃から築くよう努める。のような内容を一つ加えたい。」といったご意見をいただきました。

事務局回答:「市として取り組むべきことと、学校として取り組むべきことをそれぞれに記載しているので、内容が似たようなものとなっています。」、「『有無など』としたのは、実際に確認することが、『あったか』、『なかったか』だけでなく、誰が関わっているか、どのような内容のいじめなのか等、確認すべきことが他にもあるため『など』を付けました。」、「(4)に記載した『いじめについて相談したり、通報したりする窓口を設ける』を児童や生徒だけでなく、家庭や地域に周知することによって連携するためのパイプができます。ご意見いただいた内容については、この項目に含まれるとの解釈とさせてもらいます。」

伊藤委員より9の(2)(3)(5)に対し「誰がするのか?」、9の(4)に対し「誰が、どこに設置するのか?」といったご意見をいただきました。

事務局回答:「ここには学校におけるいじめへの早期発見・相談について記載しているので、教職員が行います。」、「学校が窓口を設けます。窓口について『担当教員』のように人的なも

のと『目安箱』のように物的なものがあります。」

佐藤委員より9の(2)に対し「『遊び』『ふざけ』と称してのいじめをおさえてほしい。この後に入れもらえば良いのだが。」、9の(4)に対し「普段から生徒、保護者、地域住民との信頼関係を築き、風通しの良い学校となつてもらいたいので、これを文章化して入れてほしい。」、9の(7)に対し「通報してきた子どもへの対応はこの文章で大丈夫ですか。」といったご意見をいただきました。

事務局回答:「それらも小さな変化、危険信号の中に含むので原案通りとさせてもらいます。」、「保護者や地域と連携を図っていく旨は、学校経営の位置づけ(3)(4)において、記載されています。ここでは、早期発見や相談について、学校として具体的に何をするかを記載しています。」、「簡潔に書いてありますが、対応する際、事態を悪化させないため、人間関係を修復するためには、一番注意を払う部分です。」

積田委員より10の(2)に対し「加害児童生徒に対しての行動は、加害児童生徒が被害児童生徒へと移行してしまうのではと懸念する。」といったご意見をいただきました。

事務局回答:「そのようなことが起こらないように加害児童生徒のことも十分に考えた上で、複数の教職員で対応するようにしています。」

甲斐委員より10の(3)に対し「懲戒とはどのようなものなのか？」といったご意見をいただきました。

事務局回答:「法的に許されている懲戒は次のとおりです。・放課後に教室等に残留させる。・授業中教室に起立させる。・学習課題や清掃活動を課す。・学校当番を多く割り当てる。」

三上委員より10の(3)に対し「懲戒については、具体的にどのようなものなのか？出席停止を指すのでしたら4(3)の記述でよいのでは。」といったご意見をいただきました。

事務局回答:「甲斐委員への回答と同じです。出席停止は教育委員会の権限で行うものです。」

校長会より10の(1)に対し「文中の『加害児童生徒に対する指導およびその保護者に』→『加害児童生徒に対する指導及びその保護者に』に変更してはどうか。」といったご意見をいただきました。

事務局回答:「『加害児童生徒に対する指導及びその保護者に』に変更します。」

伊藤委員より10の(5)に対し「誰がどこに残すのか？」といったご意見をいただきました。

事務局回答:「調査や指導にあたって教職員が記録をとり、その内容については、生徒指導担当者やいじめ防止等の対策のための組織が管理保管します。」

佐藤委員より10の(5)に対し「記録は非公開にならないようにしてもらいたい。」といったご意見をいただきました。

事務局回答:「個人に関わる情報は原則非公開です。」

伊藤委員より11の(1)に対し「(1)の調査組織は誰が設けるのか？」、「(2)の調査結果は誰が児童生徒及び保護者に提供するのか？」といったご意見をいただきました。

事務局回答:「学校です。」

佐藤委員より11の(2)に対し「いじめを受け、重大なことに至った保護者に対しての誠意を持った対応が必要と思う。よってその保護者から要求があつた時点で、即調査結果を提供してもらえるようにしてほしい。」といったご意見をいただきました。

事務局回答:「できるだけ速やかに提供したいと考えておりますが、いじめの発生に関しては、複数の児童生徒が関わっていることが多く、原因となることや様態について調査を行う上で、あらゆる面で配慮が必要であるため、時間がかかることもありますので、適時という表現にさせてもらいました。」

校長会より12の(2)に対し「文中の『取り組み状況』→『取組状況』に変更してはどうか。」といったご意見をいただきました。

事務局回答:「他の標記の仕方に習って「取組状況」に変更します。」

伊藤委員より12の(1)に対し「誰が行うのか？」、12の(3)に対し「誰が評価するのか？」といったご意見をいただきました。

事務局回答:「学校です。」、「学校の職員と保護者です。」

	<p>佐藤委員より12の(2)に対し「その都度速やかに改善すると明記できたらよいと思いますが。」、12の(3)に対し『達成状況を』の後に『隨時チェックして評価し、その結果を踏まえて…』と変えてはどうか。』といったご意見をいただきました。</p> <p>事務局回答：「1年間、現行の方針に従って取り組んでみて、良い状況だった場合には、改善は必要ありません。よって原案のままとします。」、「学校評価は時期を決めて実施しています。隨時チェックするものではありません。原案のままでお願ひします。」</p>
花井会長	では、ここでご意見はありませんか。
高司委員	学校いじめ防止基本方針があるというのは、インターネットで探してあるというのはわかつていたのですが、生徒への周知についてはどのようにして行っているのですか。
事務局 (指導課)	学校ごとに保護者も含めて伝えてあります。各学校のホームページに載せて周知をしているというのが現状ですが、子どもたちについては内容を噛み砕いてわかりやすくして説明しています。
高司委員	毎年、入学式の時に保護者に対して、こういう方針があるというのは説明したりしているのでしょうか。
事務局 (指導課)	それについては各学校が実施しています。
三上委員	(山梨小学校では)入学式の場では説明はしませんが、4月のPTA総会の場で、今年度の学校教育方針とともにいじめ防止基本方針も説明しています。
甲斐委員	12ページの懲戒に関して、「法的に許されている懲戒は以下のとおりです。」ということで、4つの懲戒が書かれているのですが、いじめをした加害児童生徒に対する懲戒として適切なのか、疑問に思います。私はいじめに関係のある懲戒をしたほうが良いと思います。例えば、加害児童生徒が暴力を振るった場合に、「あなたは同じようにされた場合どうなのか？」と同じような経験をさせるなど、いじめに関係のある懲戒をした方がいいのではと思います。
事務局 (指導課)	懲戒というのは、このようなことであるということを示させてもらいました。いじめが起こった場合には、懲戒というよりも指導することが多く、懲戒に至らず、指導で終わることがほとんどです。出席停止という対処もありますが、これは懲戒ではなく、学校の秩序を維持するためにとする手立てであって、学校がやるのはなく、委員会の権限で実施するものです。学校では懲戒を加えることができることとなっていますが、法によってこういう内容のものが懲戒に当たるということをここでは回答しているのであって、その手前に指導があり、そこが一番大切なところだと考えております。
甲斐委員	それでは、学校では暴力を振るった児童生徒にどのような指導をしているのでしょうか。
事務局 (指導課)	暴力はいかなる理由があってもしてはいけないことであることをとくとく話をするしかないです。暴力を受けた人がどれくらい痛かったか、実際にたたいて経験させるというのは、体罰にあたるので、絶対にしてはいけないです。暴力の程度にもよりますが、あまりにもひどい場合には、警察の協力を求める場合もあります。
花井会長	それでは次にいきます。次はNo.13に関する意見についてです。事務局お願ひします。
事務局 (指導課)	<p>甲斐委員より13の(1)に対し「どのような教育のための方法はどのようなことを考えているか。」、13の(3)に対し『学校や関係機関等と連携』→『学校や関係機関等に伝え、連携』と変えてはどうか。』といったご意見をいただきました。</p> <p>事務局回答：「学校が開催する家庭教育学級等への参加や地域や関係機関とのかかわりの中で自らの教育を省みながら教育を進めていくことだと考えています。他にも機会はあり、親として子どもを正しく育てたいという願いから、いろいろな方策が思い浮かぶし、考えるものだと思います。」、「『伝える』ことも連携の一部となるので原案のままとします。」</p> <p>三上委員より13の(1)に対し「『自己有用感や自己存在感及び規範意識』が家庭に求めるものとしては、もう少しわかりやすい言葉にした方がよいと思う。」といったご意見をいただきました。</p> <p>事務局回答：「自己有用感という言葉は難しい表現であると思われますが、教育の</p>

(1)

	<p>現場においては、『社会性の基礎となるもの』と大変注目されているものです。人の役にたった、人から感謝された、人から認められたという経験をさせることはいじめをしない子どもを育てるにつながると考えます。よってこの言葉は残し、『自己有用感を持たせるとともに規範意識を養うための教育』と変更します。」</p> <p>佐藤委員より13の(4)に対し「『いじめ防止は』の後に『命と』を入れてほしい。命を守ることは何ものにも変えがたいものですから。」といったご意見をいただきました。</p> <p>事務局回答：「ご意見のとおり『命と』を追加させてもらいます。」</p>
花井会長	それでは、家庭における取組についてご意見をいただきたいと思います。
花井会長	ご意見がないようですので次に進みます。次はNo.14に関する意見についてです。事務局お願いします。
事務局 (指導課)	<p>甲斐委員より14の(3)(4)に対し「自治会とも連携しては？」といったご意見をいただきました。</p> <p>事務局回答：「地域の中に自治会や子ども会も含まれるものと考えています。」</p> <p>菊地委員より「夏祭りなどの地域行事等における地域住民の協力体制への取り組みとして地域行事を通じての団体生活の中から『仲間意識』が醸成されるのではないか。」といったご意見をいただきました。</p> <p>事務局回答：「そのとおりです。集団の中で人の役に立ったり、人から感謝されたり、人から認められたりすることで自己有用感が高まり、自分と他者との関係を自他共に肯定的に受け入れができるようになります。それが仲間意識の醸成につながると考えます。」</p> <p>佐藤委員より14の(1)に対し「具体的活動は？どこが旗を振るのでしょうか。また、この風土というのがぴんとこなく抽象的に思えますが。」、14の(3)に対し「『その他』の前に『警察』を入れてほしい。警察独自で持っている情報も提供してもらえるようにしてほしい。『努める』ではなく、『提供する』で切ってほしい。」といったご意見をいただきました。</p> <p>事務局回答：「各学校においては「学校支援地域本部」が設置されており、学校と地域との連携をここが中心になって進めています。また、「風土」とは人間の文化の形成などに影響を及ぼす精神的な環境のことを言いますので、ここでの使用は適当であると思います。」、「ここでは地域の方々にお願いしたいことが書いてあります。また、努めるというのは、情報によっては提供しづらい時もあるということからこののような表現としました。」</p>
花井会長	No.14の地域における取組についてご意見がある方はお願ひします。
花井会長	ないようですので、関係機関における取組についてに入ります。No.15に関する意見について、事務局お願ひします。
事務局 (指導課)	<p>佐藤委員より15の(3)に対し「各機関より情報提供があることを前提に共有体制を築く、その方法はどのようなことでしょうか。」、15の(2)に対し「地域が入っていないのですが、その理由について教えていただきたい。」といったご意見をいただきました。</p> <p>事務局回答：「四街道市いじめ問題対策連絡協議会や四街道市いじめ対策調査会により、連携体制を築いておき、定期的な情報交換により共有できるようにします。」、「いじめへの対応の中心は学校、保護者、教育委員会であることからこのように記載しました。ただし、いじめのケースによっては地域との積極的な連携が必要な場合もあるため『等』と付けました。」</p> <p>全体的な意見として、高司委員より「条例ができた時も広報活動が少なかったと思われるで、他市町村よりも早くいじめ問題に市は取り組んでいることをPRしたほうが良いのではないか？」といったご意見をいただきました。</p> <p>事務局回答：「ホームページ等でPRしていきます。さらにいじめの撲滅に向けて着実に進んでいきたい考えております。」</p> <p>菊地委員より「大人の世界では『セクハラ』『パフハラ』『マタハラ』大学生には『オワハラ』などと言われているいじめの表現がある。最近、気になるのはいじめの背景にあるのは、子どもたちの言葉の乱れにも原因があると思う。言葉は時々の流れの中で推移していくものであるが、しかし、『キモイ』『ウザイ』『ヤバイ』『マジで』『ウソ』『何コレ』などがよく使われているのが気にな</p>

	<p>る。テレビでもタレントが『ヤバイ』を連発しているのがいただけない。言葉の乱れがいじめや不祥事の始まりの要因ではないか危惧する。この乱れは『止め』ようもないと思うが少なくとも学校現場等で『歯止め』の必要があるのではないか。今はやりの『端折ったことば』や『スマホ』や『ライン』等についても便利さの中で埋没して悪い使い方などでいじめを含めた問題を一層増長させている気がしてならない。このことが表現力や感動表現等の乏しさを招いているのではないかと危惧するものがある。いずれにてもいじめの究極の被害として『キモイ』『ウザイ』などで自殺まで追い込まれることがあってはないと痛感するものである。」といったご意見をいただきました。</p> <p>事務局回答：「委員のご意見を参考に、これからもいじめ撲滅に向けて取り組んでまいりたいと思います。」</p>
花井会長	No.15と全体的な意見に対して説明がありました。その内容についてご意見はありませんか。
甲斐委員	高司委員のご意見に対する回答に、ホームページ等を使ってPRをしていくということでしたが、ホームページを見ない人が多いので、市政だより等のあらゆる手段、機会を使っていじめは許さないということを示していってほしいと思います。
久保木委員	私もホームページはほとんど見ません。それだけで本当にPRになるのでしょうか。
事務局 (指導課)	「ホームページ等」ということで、ホームページ以外にも広報誌などを使って広めていきます。皆様からのご意見は参考にさせていただきます。
高司委員	条例は市政だよりに出していました。夏祭りの時などに市長からこのことについて、少し話をしてもらうなどの手立てもいいのではないかでしょうか。
事務局	市長にもいろいろな場面でPRしていただけるようにお願いしたいと思います。
高司委員	岩手県の自殺の話が出ていましたが、もう一つ5月に和歌山か三重で中学生の女生徒がいじめで逮捕されたという事件がありました。現在、いじめについては犯罪的状況が多くなってきており、学校として、これはいじめのレベルではない、犯罪として警察に通報するというある程度のラインを決めておかないと解決が難しくなるのではないかと思います。
積田委員	教職員の方々は一生懸命やっていただいていると思いますが、いじめを認知した時にどのタイミングで報告して、どのタイミングで連携をとって、どのタイミングで解決していくのかというところを教職員の方々が十分に理解していないと思われる部分があるので、その件について、この指針の中で反映できるような項目を作ったほうがいいと思います。これらのタイミングの基準みたいなものをはつきりと指針として記載したほうが良いのではないかでしょうか。
事務局 (指導課)	タイミングは、すべてにおいて「速やか」です。「速やか」にでなくてはいけないです。学校からは何かがあれば、速やかに教育委員会に連絡してもらうという体制をとっていますし、報告等が遅ければ、学校に対して指導もしなくてはいけません。迅速に対応してもらっている中で、公表する段階では迅速に公表したり、保護者に伝えたりしなくてはならないのですが、調べている途中であり、情報が不確かな場合にはそれができないときもあります。その辺りを見極めながら対応するということで、どのような表現が良いかと考えた時に、「適時」が全てのケースを網羅できると思い、このようにしました。
久保木委員	警察との連携はどのようにとっているのでしょうか。
事務局 (指導課)	教育委員会の指導課だけが連携しているわけではなく、学務課だったり、育成センターだったりが連携をとっています。
横田委員	警察は、定期的に育成センターと情報交換を行っています。不審者情報も含めてやり取りはしているのですが、いじめに関しては学校が主体となって解決していくものであるという国としての考えがあるため、警察から積極的に介入しているということはないです。警察が各学校からいじめに関する情報を集めているということはありません。ですので、学校や保護者から相談がくるまでは、警察としては把握はしづらいという現状です。相談があれば、警察としても関わっていきますが、それがない状況では、かかわりを持とうとするこはありません。中には、警察が当事者をよんて解決する場合もあります。当事者が警察まで入ってしまつ

	てまずいな、と思ってくれることもあるので、そういう意味では、少し早めにご相談いただいくらいかなと思います。
花井会長	<p>それでは本日、審議いたしました点について、まとめさせていただきます。</p> <p>1点目 アンケートについて要望が出ましたので、今後、事務局で実施方法等の変更を検討するということになりました。</p> <p>2点目 隠蔽せずにしっかりと報告するという内容を方針に明記することについてご意見が出ましたが、事務局としてはそれは難しいと考えられるので、他の表現で置き換えていただいては理解してほしいとのことです。また、基本方針は年度ごとに見直しをしていくのでその中で改善を加えていくということです。</p>
伊藤委員	私の質問なのですが、方針を読んでいってそれぞれの文に主語がなく、違和感を感じたので、それをあげさせてもらいました。一つの文として主語がないと成り立たないのではないかと思います。その部分だけ読んだら、わからないことも続けて読んでいくとわかるようになっているので、これでよいと思います。
花井会長	さて、事務局におかれましては、以上審議した点を、反映した上で、意見提出手続き(パブリックコメント)を実施していただきたいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。
委員	了承
花井会長	以上で議題(1)を終了いたします。
佐々木課長	<p>委員の皆様、ご審議のほど、どうもありがとうございました。本日、皆様にご審議いただいた結果を、「四街道市いじめ防止基本方針」に反映させていただき、意見提出手続き(パブリックコメント)にて市民の皆様からもご意見をうかがうこととなります。</p> <p>委員の皆様には、次回開催する青少年問題協議会にてこのパブリックコメントによる結果をご報告させていただきます。その際には、再度文書にて開催通知をさせていただきます。私からは以上です。</p>
花井会長	次に、4 議題の(2) その他ですが、事務局、何かございますか。
事務局	特にありません。
花井会長	では、委員の皆様から何かございますか。
菊地委員	<p>私から2点お話させていただきます。先日行われた健全育成大会の感想です。私はいつも後ろの方に座るのですが、前回の江川さんの時は講演が始まってから三々五々ぞろぞろと入ってきました。今回の幸島先生はいい話でしたが、なぜか11時20分頃になりましたらぞろぞろと退室が目立ちました。その中のたった二人がドアのところで一礼して帰っていました。これでちょっと救われました。(それを見て)講師の先生も少し時間を気にしてしまったかなと思いました。それが気になりました。</p> <p>2点目でございます。私たち3人の公募委員はキャンペーンの後に意見交換をしていました。せっかくの青少年問題協議会メンバーでありますので、それぞれ抱えている青少年に関わる問題や実態について共有する機会がないのではという意見が出ましたので、紹介します。我个人としましては、今、青少年が抱えている問題で一番心配しているのは、言葉の乱れが一番危惧しております。</p>
花井会長	皆様におうかがいしたいのですが、それぞれの立場からの問題を出していただいてそれを

	共有する場にするべきか、どうか、それが必要なのかどうかということなのですが、皆様はどのようなご意見をお持ちでしょうか。少なくとも本日は時間がありませんので、それを改めて設けるのか、あるいは、その必要はない、青少年問題協議会は協議する場であって、それぞれの思いを出す場であるのかどうか、といったとらえ方があると思います。
事務局 (社会教育課)	今あった話を青少年問題協議会で取り扱うのか、否かは別として、こういった話はまずは事務局に相談していただきたいと思います。
花井会長	あらためて、まずは事務局にお話を持つていていただくということでよろしいでしょうか。それで議題とするかどうかということについては、またそれは後日、みなさんにおはかりいただいて、議題とするべきだということであれば議題とするということでおよろしいでしょうか。
花井会長	皆様、了承ということでおよろしいでしょうか。
委員	了承
花井会長	それでは以上をもちまして、進行を事務局にお返しします。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。
事務局 金親課長	以上を持ちまして、平成27年度第2回四街道市青少年問題協議会を閉会します。委員の皆様お疲れ様でした。 (了)

会議録署名人 積田 雅和

会議録署名人 佐藤 光江